

1 議 事 日 程 (第1日)

(平成28年第5回久山町議会定例会)

平成28年9月2日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 一部事務組合に関する事項

福岡県介護保険広域連合議会報告

北筑昇華苑組合議会報告

粕屋南部消防組合議会報告

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告

日程第4 議案第42号 久山町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について (28久山町条例第18号)

日程第5 議案第43号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について (28久山町条例第19号)

日程第6 議案第44号 久山町消防団小型動力ポンプ付積載車(第4分団用)購入契約について

日程第7 議案第45号 土地取得について

日程第8 議案第46号 土地取得について

日程第9 議案第47号 平成27年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第48号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第49号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第50号 平成27年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第51号 平成27年度久山町水道事業会計決算認定について

日程第14 議案第52号 平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

日程第15 議案第53号 平成28年度久山町一般会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第54号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第55号 平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第56号 平成28年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)


~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年第5回久山町議会9月定例会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 9月定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに9月定例会を招集しましたところ、議員皆様の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

猛暑を振るっておりました今年の夏の暑さも幾分和らぎ、朝夕は秋の気配を感じるほどになりました。しかしながら、地球温暖化の影響からか、夏の猛暑もさることありますが、異常気象は、これまで観測史上初めてという台風が直接東北地方に上陸し、先月30日から31日にかけて東北から北海道にかけて、台風がもたらした大雨による河川決壊などにより、死者十数名のほか、家屋や農作物にも甚大な被害をもたらしています。熊本の大地震も冷めやらぬうちに繰り返す、我が国における自然災害の発生は、今や決して他人事ではないのだといったことを、そんな強い警鐘を感じざるを得ない思いがいたします。

さて、7月に行われました参議院議員選挙は、自公与党の圧勝という結果に終わりました。去る8月3日、第3次安倍第2次改造内閣が発足しましたが、今回の組閣で注目されるのは、安倍内閣が成長戦略の大きな柱の一つとしている地方創生担当大臣が石破氏にかわって、地元福岡選挙区出身の山本幸三氏が就任されたことであります。我々、地元福岡県町村長研修会の場におきましても、山本大臣は九州そして地元福岡県から地方の元気を発信してもらいたいし、私も全力で地方創生を進めたいという発言をされました。山本大臣は大蔵省出身であり、予算確保も大いに期待できるのではないかと期待をしております。このことは、福岡県の自治体にとっては朗報であり、今後地方創生にかかわる政策を進める上で大変心強く、制度活用の好機ではないかと感じています。

また、昨日の新聞報道によりますと、財務省は31日、2017年度予算の概算要求を締め切りました。中身は社会保障費が増え、防衛費が過去最大となった一般会計の概算要求額は100兆円台に膨らんだと発表しております。アベノミクスによる経済再生は半ばである中、個人消費と企業の設備投資が低調にとどまり、その上、2017年4月から予定していた消費税率10%への増税も先送りとなっておりますので、政府にとっては大変厳しい財政運営が迫られているのではないかと思います。今後、年末にかけて財務省による厳しい予算

編成がなされることと思いますが、恐らく地方財政に対しましても、厳しい財政改革や無駄をなくす財政緊縮を迫ってくるものと推察しております。

したがって、本町におきましても、ここ数年が財政投資の大きな事業を控えておりますので、しっかりと今後の情勢を踏まえた健全な財政計画を堅持し、次年度への準備をしていかななくてはならないものと考えております。

さて、今議会に提案いたします案件は、条例の制定及び一部改正議案が2件、土地取得に関する議案2件ほか、平成27年度一般会計並びに特別会計等決算認定議案と平成28年度一般会計及び特別会計等補正予算議案等、全部で15件の議案であります。

それぞれの議案の詳細につきましては各担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○議長（木下康一君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第119条の規定によって、2番山野久生議員及び3番阿部文俊議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの15日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（木下康一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず初めに、福岡県介護保険広域連合議会の報告を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 平成28年福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会の会議結果について

て報告をいたします。

去る7月28日、平成28年福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会が福岡市内のホテルレガロで開催されましたので、会議の内容について御報告いたします。

提案された案件は5件で、いずれも賛成多数で可決されております。

まず、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関する案件であります。内容は、平成27年度社会保障・税番号制度システム整備補助金の補助事業を翌年度に継続させる手続として、予算の補正を行う必要が生じたため、平成28年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件であります。

補正の主な内容は、歳出では第1款総務管理費、第1項一般管理費に電算システム保守委託料3,672万円増と予備費を1,224万8,000円減額し、その差額2,447万2,000円の歳入財源として、第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目社会保障・税番号制度システム整備費として2,447万2,000円を計上するものであります。

次に、議案第10号福岡県介護保険広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整備を行う必要が生じたため、改正を行うものであります。内容は、労災保険費の調整率の変更であります。

次に、議案第11号福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この案件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、関係条文の整備が行われるものであります。

次に、認定第1号平成27年度福岡県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算についてでございます。

平成27年度一般会計の歳入決算総額は10億5,579万7,737円で、主なものは、第1款分担金及び負担金における市町村負担金が8億6,474万6,000円、第2款国庫支出金、第1項1目の低所得者保険料軽減負担金が8,000万7,071円、第3款県支出金第1項第2目民生費県負担金の低所得者保険料軽減負担金4,000万3,535円、第7款繰越金2,586万2,223円等となっております。

一方、歳出決算総額は10億2,284万8,490円であります。主なものは、連合会職員並びに各市町村からの派遣職員等の人件費及び支部運営費等を含む第2款総務費が8億5,610万5,983円、第3款民生費における介護保険事業特別会計への繰出金1億6,001万4,142円で

あります。実質収支額は、歳入歳出差し引き額3,294万9,000円で、翌年度への繰越金となります。

次に、認定第2号平成27年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

平成27年度介護保険事業特別会計の歳入決算総額は648億796万651円で、歳入の主なもの、第1款保険料、第1項介護保険料が132億378万5,020円、第2款分担金負担金第1項負担金が87億4,074万9,000円、第4款国庫支出金が155億723万3,509円、第5款支払基金交付金167億1,036万9,000円、第6款県支出金91億4,717万1,724円、第9款繰越金が11億1,615万4,512円等であります。

一方、歳出決算総額は628億3,434万6,721円で、主なものは、介護認定審査会費を含む第1款総務費9億415万2,785円、第2款保険給付費が593億9,389万3,379円、第4款基金積立金2億2,062万5,683円、第5款地域支援事業費が17億553万6,013円であります。歳入歳出差し引き額は19億7,361万3,930円で、翌年度への繰越金となります。

以上、5つの議案が審議、議決された後に3名の議員による一般質問が行われ、会議は終了いたしました。

概要についての説明は以上であります。

なお、詳しい内容については、後ほど議会事務局へ会議の資料が閲覧できるようにしておきますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 北筑昇華苑組合議会の報告をいたします。

平成28年8月22日、平成28年第2回北筑昇華苑組合定例会が古賀市の市役所において開催されました。今定例会は、議案第4号から議案第8号の5議案が提出され、5議案とも原案のとおり可決されました。

議案の内容につきましては、議案第4号北筑昇華苑組合行政不服審査会条例の制定について、行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、北筑昇華苑組合行政不服審査会を設置することに関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第5号は、北筑昇華苑組合行政不服審査関係手数料条例の制定についてであります。行政不服審査法第38条第4項及び第78条第4項の規定に基づく手数料に関して定めるものであります。

次に、議案第6号北筑昇華苑組合行政手続条例の制定についてであります。行政手続法

第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関して定めるものであります。設置することに関し、必要な事項を条例の制定を行うものであります。

次に、議案第7号北筑昇華苑組合職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴う、職員の退職管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第8号平成27年度北筑昇華苑組合会計決算の認定についてであります。歳入総額2億8,548万4,944円、歳出総額2億5,653万3,738円、歳入歳出差し引き額2,895万1,206円の決算であります。

主な歳入は、分担金及び負担金です。1,885万4,000円で、そのうち久山町の経常費分担金は16万円、創設分担金57万8,000円であります。使用料及び手数料2億480万6,700円であります。歳出は、議会費131万2,203円、総務管理費5,644万3,823円、葬祭場費1億8,492万4,358円、公債費1,385万3,354円であります。

以上、議案は全て原案のとおり可決されました。

また、今回の定例会の議会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしましたが、資料を議員控室に置いておきますので、参考としていただければと思います。

これで北筑昇華苑組合議会の第2回の定例会の報告とさせていただきます。

○議長（木下康一君） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 平成28年第3回粕屋南部消防組合議会報告を行います。

去る8月29日、粕屋南部消防署におきまして、第3回粕屋南部消防組合議会が議員12名のうち11名の出席で開会されました。

まず初めに、志免町の大林議長の辞任に伴いまして、消防議員として新たに同じく志免町の大西勇議員が選出され、議席の指定で議席番号2番と決まり、本人より挨拶がありました。

諸般の報告としまして、組合長、消防署長から6月から始まった操法大会の報告などがありました。8月7日の粕屋中部消防署における糟屋地区消防操法大会において、自動車ポンプの部では志免町、宇美町、小型ポンプの部では須恵町が来る9月4日に開催される福岡県大会に出場を決めたことについて報告と激励の言葉がありました。

今回上程された議案は、条例の制定案が2件、歳入歳出決算認定2件、及び一般会計補正予算案1件の計5議案と報告1件であります。議案は全て原案どおり可決されました。

まず、議案第16号粕屋南部消防組合行政不服審査会条例の制定について。

これは、全面改正された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、

消防組合の附属機関として審査会の設置が必要となり、本条例の制定を行うものであり、公布の日から施行されるものであります。

議案第17号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

これは、さきに述べました全面改正された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、消防条例の関係条例の整理のため、本条例の制定を行うものであり、条例の文言整理等でございます。

議案第18号平成27年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額26億3,045万255円、歳出総額26億1,321万5,361円、歳入歳出差し引き額1,723万4,894円の決算でございます。

主な歳入は、分担金及び負担金19億1,164万9,000円、使用料及び手数料317万2,500円、国庫支出金3,884万2,000円、繰越金1,919万7,679円、諸収入としまして3,921万5,598円、組合費6,183万円となっています。歳出は、議会費174万4,507円、総務費8,282万570円、消防費23億2,004万58円、公債費2億861万226円となっています。

また、平成27年度の一般会計主要施策の成果説明としまして、次の施策が上げられました。

1、消防救急デジタル無線整備工事4億2,876万円。デジタル無線通信方式により、消防及び救急業務用無線通信網を構築するため工事を行った。

2、粕屋南部消防組合中部消防署西出張所建設工事2億109万6,000円。消防空白地域である管内西部地域に中部消防署西出張所の建設を行った。

3、救助工作車1億2,744万円。これは更新でございます。粕屋南部消防組合第4次消防力整備計画に基づき、南部消防署に配置されている救助工作車の更新を行った。

4、高規格救急車3,326万4,000円。粕屋南部消防組合第4次消防力整備計画に基づき、中部消防署西出張所に配置する高規格救急自動車の整備を行った。

以上4項目、合計7億9,056万円、平成27年度の主要施策として説明がございました。

議案第19号平成27年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額4,847万7,551円、歳出総額3,375万6,169円、歳入歳出差し引き額1,472万1,382円の決算でございます。

議案第20号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ574万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億3,452万8,000円とするものでございます。また、一時借入金の最高額に570万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を1億90万円とするものでございます。

補正の概要は、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用負担金を574万4,271円増額とする

もので、増額の要因としまして、指令業務共同運用の工事入札関係の計画変更に伴い、平成29年度実施予定の事業を前倒したことによるものでございます。

報告第3号平成27年度粕屋南部消防組合一般会計継続費清算報告について。これは、平成26年度、27年度の2カ年で組まれていた粕屋南部消防組合中部消防署西出張所設計及び業務の継続費について、出張所が完成し、継続年度も終了したため、地方自治法の定めにより議会に清算報告されました。

一般質問としましては、志免町の寺田秀和議員により、熊本地震のような震災を想定し、防災と消防署の装備について2項目の質問がありました。

以上が日程の説明でございましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要がございましたら参考としていただけたらと思います。

報告は以上です。

○議長（木下康一君） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 御報告いたします。

平成28年第2回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の定例会が去る8月31日開会されました。今定例会は、議案第7号から議案第9号の3議案が提出され、3議案とも原案のとおり可決承認されました。

議案の内容につきまして、議案第7号平成28年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ862万1,000円を追加し、予算の総額を8,442万3,000円とするもので、主な内容は、歳出で事業費の林業費の409万円の増、道路橋梁費408万5,000円の増、予備費44万6,000円であります。その財源として繰越金1,022万6,000円、その他県補助金の造林補助金126万1,000円の減、水源の森基金補助金70万4,000円の減であります。

補正は以上でございます。

次に、議案第8号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額7,223万5,532円、歳出総額6,000万9,374円、歳入歳出差し引き額1,222万6,158円の決算であります。

主な歳入は、分担金及び負担金1,890万円で久山町の負担金は270万円であります。造林補助金2,150万9,040円、財産収入1,943万7,537円、繰越金649万2,486円、諸収入589万6,469円あります。歳出は、議会費72万8,223円、総務費778万412円、事業費の林業費4,094万4,874円、道路橋梁費1,055万3,766円、公債費2,099円あります。

次に、議案第9号財産処分につきまして、篠栗町へ移管した蛇谷線林道用地の一部2万

1,033平米を篠栗町へ寄附するものであります。

以上で今回の定例会の議会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしました。資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしてください。

これで篠栗町外一市五町財産組合議会の定例会の報告とさせていただきます。

○議長（木下康一君） これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第42号 久山町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定  
について

○議長（木下康一君） 日程第4、議案第42号久山町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（物袋由美子君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、条例を制定する必要が生じたため、久山町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について提案するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第43号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（木下康一君） 日程第5、議案第43号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてお願いをするものでございます。

本案は、児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成28年法律第37号）の施行に伴い、所要の規定を整備する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきま

すようお願いをいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第4分団用）購入契約  
について

○議長（木下康一君） 日程第6、議案第44号久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第4分団用）購入契約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、指名競争入札に付した久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第4分団用）購入契約について本契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第4分団用）の購入契約でございます。契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は1,099万4,400円、うち消費税相当額81万4,400円でございます。契約の相手方は、福岡市中央区長浜2丁目3番40号、愛知ポンプ工業株式会社代表取締役緒方健一。履行期限は、契約の日から平成29年2月17日まででございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

（7番阿部 哲君「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今の関係でちょっと質問、確認です。

議案目次のほうの議案名と、今おっしゃられた実際の10ページの議案がこれで合っているか確認だけです。

○議長（木下康一君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 訂正いたします。

議案第44号の案件でございますが、提案内容が久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第4分団用）購入契約についてが正しいということで御訂正をお願いいたします。

○議長（木下康一君） 阿部議員よろしいですか。

○7番（阿部 哲君） はい、後で差しかえのほうはいいですか。訂正だけでいいんですか。

○議長（木下康一君） その後また訂正かどっちかさせていただきたい。

次に移ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第45号 土地取得について

○議長（木下康一君） 日程第7、議案第45号土地取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課の課長。

○教育課付課長（久芳義則君） 御説明いたします。

本案は、国史跡首羅山遺跡の公有化のため財産を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得する財産の種類は土地、所在地は糟屋郡久山町大字猪野字白谷697番1、地目は山林、地積は6,276平方メートルで、取得する金額は740万5,680円、契約の相手方は糟屋郡久山町大字猪野1084番地、田鍋美智代氏です。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第46号 土地取得について

○議長（木下康一君） 日程第8、議案第46号土地取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課の課長。

○教育課付課長（久芳義則君） 御説明いたします。

本案は、国史跡首羅山遺跡の公有化のため財産を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得する財産の種類は土地、所在地は糟屋郡久山町大字久原字首羅140番7、地目は山林、地積は6,798平方メートル、取得する金額は808万9,620円、契約の相手方は糟屋郡久山町大字久原545番地、久芳正司氏です。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第47号 平成27年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第9、議案第47号平成27年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町一般会計歳入歳出決算について監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

歳入決算額46億6,341万3,550円、歳出決算額43億7,814万3,067円、歳入歳出差し引き額2億8,527万483円の黒字決算でございます。

歳入の対前年度増減率は1.1%増で、額にいたしますと5,007万4,090円の増額決算でございます。歳入の内訳は、町税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、臨時財政対策債などの経常的一般財源等収入が約29億7,670万1,000円で、歳入総額の63.8%を占める割合となっております。前年度より増額した主たるものは、町税が2,785万8,000円の増で、率にして1.5%の増、地方消費税交付金が7,377万9,000円の増で、率にして56.1%の増、普通交付税が1,368万1,000円の増で、率にして3.1%の増、財産収入が1,674万3,000円の増で、率にして22.5%の増、繰越金が8,370万3,000円の増で、率にして46.9%の増、地方債が8,300万円の増で、率にして25.4%の増でございます。一方で、減額した主たるものは、特別交付税が614万9,000円の減で、率にして3.3%の減、国庫支出金が5,972万2,000円の減で、率にして12.1%の減、繰入金が1億3,912万8,000円の減で、率にして44.2%の減、諸収入が6,205万4,000円の減で、率にして49.4%の減でございます。

次に、歳出ですが、対前年度増減率は0.6%増で、額にいたしますと2,697万6,778円の増額決算でございます。性質別に見ますと、増額した主たるものは、物件費が3,646万円の増で、率にして3.6%の増、補助費等が7,152万4,000円の増で、率にして18.5%の増、繰出金が3,259万2,000円の増で、率にして7.1%の増でございます。一方で、減額した主たるものは、維持補修費が2,640万9,000円の減で、率にして28.4%の減、投資的経費の普通建設事業費が6,251万5,000円の減で、率にして7.9%の減でございます。

目的別では、前年度決算額と比較しますと、議会費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費が減になっている以外は全て増額決算でございます。

全体的に見ますと、前年度より増額決算となりましたが、町の財政構造の弾力性を測定する指標となります。経常収支比率は、前年度の91.5%より3.2%持ち直し、88.3%を示しております。今後も経常経費の抑制を図るとともに、より一層の自主財源の確保に努める必要があると思われまます。

詳細につきましては委員会で担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、認定していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第48号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

○議長（木下康一君） 日程第10、議案第48号平成27年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税1億6,035万2,193円、国庫支出金1億9,723万7,126円、療養給付費等交付金3,654万3,000円、前期高齢者交付金2億9,246万7,958円、県支出金4,580万4,670円、共同事業交付金2億2,645万9,106円、繰入金9,640万2,575円、歳入合計としましては11億918万8,048円でありまして、前年よりも5,547万9,690円の増額となり、前年の約5.3%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費6億5,073万410円、後期高齢者支援金等1億946万6,068円、介護納付金3,908万4,817円、共同事業拠出金2億2,042万7,081円、歳出合計といたしまして10億6,166万9,888円であり、前年よりも6,130万2,526円の増額となり、前年の約6.1%の増となっております。

歳入合計から歳出合計を差し引いた4,751万8,160円が翌年度への繰越額となっております。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第49号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第11、議案第49号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、この財源となります歳入の主なものといたしまして後期高齢者医療保険料1億212万3,920円、繰入金3,357万8,638円、繰越金476万2,130円、歳入合計といたしまして1億4,047万4,588円でありまして、前年よりも410万3,020円の増額となり、対前年比は約3.0%の増となっております。

歳出といたしましては、総務費825万8,487円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億2,669万981円、歳出合計といたしましては1億3,494万9,468円でありまして、前年よりも334万30円の増額となり、対前年比は約2.5%の増となっております。

歳入合計から歳出合計を差し引いた552万5,120円が翌年度への繰越額となります。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第50号 平成27年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第12、議案第50号平成27年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（國寄和幸君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成27年度の決算は、歳入合計5億7,222万9,079円、歳出合計5億6,279万4,605円で、歳入歳出差し引き残額943万4,474円を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入決算の主なものにつきましては、分担金及び負担金3,330万9,050円、使用料及び手数料1億7,686万4,460円、国庫支出金4,500万円、一般会計繰入金1億8,000万円、基金繰入金2,000万円、事業債1億1,060万円となっております。

また、歳出決算の主なものにつきましては、総務費9,991万9,726円、事業費2億992万7,654円、公債費2億5,260万7,178円となっております。

事業の進捗状況ですが、下水道管の布設延長は年度中に1.3キロメートル完成いたしまして全体で64.2キロメートル、処理区域面積は4.6ヘクタール増となりまして、全体で300.6ヘクタール、認可区域面積に対しまして65.9%の進捗でございます。行政人口に対する処理区域内人口の割合、下水道普及率は93%となっております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第51号 平成27年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第13、議案第51号平成27年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（國寄和幸君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成27年度末給水人口は8,254人と前年度と比べて115人増加しております。

普及率は年度末久山町人口8,460人に対しまして97.6%、また配水量97万2,580立方メートルに対しまして有収水量89万9,639立方メートルで、有収率92.5%となっております。

剰余金につきましては、平成27年度の剰余金3,678万3,195円と前年度までの未処分利益剰余金3,159万4,065円を足した平成27年度久山町水道事業会計未処分利益剰余金6,837万7,260円につきましては、処分を行わず全額を繰り越すものでございます。

決算といたしましては、収益的収入の決算は水道事業収益2億4,140万9,465円。内訳といたしまして、営業収益として2億762万7,890円、営業外収益3,378万1,575円となります。

収益的支出の決算は、水道事業費用2億76万6,830円。内訳といたしまして、営業費用1億6,054万5,120円、営業外費用4,022万1,710円となっております。

また、資本的収入の決算は、負担金として5,256万4,195円となっております。

資本的支出の決算は1億4,584万9,030円。内訳といたしまして、建設改良費5,172万80円、企業債償還金9,412万8,950円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,328万4,835円は、消費税及び地方消費税資本収支調整額378万6,320円及び当年度損益勘定留保資金8,949万8,515円で補填いたしております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） ただいま上程されました議案第47号から議案第51号までの5議案は決算認定の案件でありますので、ここで監査委員から報告を受けます。

國崎代表監査委員が入場されるまでしばらくお待ち願います。

〔代表監査委員 國崎英機君 入場〕

○議長（木下康一君） 國崎代表監査委員が入場されましたので、監査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（國崎英機君） おはようございます。

ただいまから平成27年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計について監査報告をいたします。

なお、監査結果につきましては、監査委員2名の合議によるものでございます。

座らせていただきます。

町長から審査に付されました平成27年度の決算について審査が終了しましたので、ここに御報告をいたします。

平成27年度の決算で、審査の対象にしましたのは、平成27年度久山町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算並びに平成27年度久山町水道事業会計の決算であります。

審査の主眼とその方法でございますが、審査に付されました各会計歳入歳出決算書並びに関係帳簿、証憑書類について、第1に決算の計数は正確であるか、第2に経理事務は関係法規に適合した処理がなされているか、第3に予算の執行は適正かつ効率的になされているか、以上の点に留意しつつ関係課長及び担当者の説明を聴取するとともに例月出納検査等を参考にして審査を行いました。

なお、投資的事業につきましては、主な事業箇所の現地調査を実施いたしております。

次に、審査の期間ですが、6月21日から8月23日にかけて実施をいたしております。

審査の結果ですが、平成27年度一般会計では、歳入が46億6,341万3,550円、歳出が43億7,814万3,067円で、継続費逡次繰越、繰越明許費、事故繰越として翌年度へ繰り越す一般財源6,849万3,760円を除いた実質収支は2億1,677万6,723円となります。

なお、歳出予算の執行割合は91.8%であり、翌年度へ繰り越す額2億5,263万4,760円を差し引けば、不用額は1億3,861万1,173円となり、その主なものは総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費であります。

予算の執行に当たっては、財政関連法令を遵守し、予算執行計画に基づき、適正かつ適宜な支出に心がけ、各事業の進捗状況を常に把握しながら、未執行の不用額を最小限になるように努められたい。

国民健康保険特別会計は、歳入が11億918万8,048円で、歳出は10億6,166万9,888円で、実質収支は4,751万8,160円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入が1億4,047万4,588円、歳出が1億3,494万9,468円で、実質収支は552万5,120円であります。

下水道事業特別会計は、歳入が5億7,222万9,079円、歳出が5億6,279万4,605円で、実質収支は943万4,474円であります。

水道事業会計は、収益的収支が4,064万2,635円の黒字となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,328万4,835円は、消費税及び地方消費税資本的支出調整額378万6,320円及び当年度損益勘定留保資金8,849万8,515円で補填されており、平成27年度純利益は3,678万3,195円であります。

以上、一般会計及び特別会計、企業会計におきます実質収支等について説明をいたしましたが、全ての会計において黒字決算であり、収支の均衡は保たれていることを認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿と照合した結果、いずれも正確であることを認めますとともに、予算の執行及び関連する事務が適正に処理されていることを御報告いたします。

しかしながら、次に指摘する事項につきましては、今後十分に検討され、適切な措置、改善を図られたいと考えます。

第1点は、財政の弾力性を判断する指標について用いられています経常収支比率についてであります。町財政の根幹である経常一般財源収入（町税、普通交付税等）に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合が88.3%であります。昨年より3.2ポイント

改善しておりますが、糟屋地区においては5番目の比率となっております。今後、国からの交付金等が大幅に縮減されることが予想されることから、さらなる財政構造の弾力化に取り組み、健全な財政運営に努められますよう要望いたします。

第2点は、自主財源の確保であります。各自治体ともに、この点に関しては鋭意取り組まれているところであります。人口増、企業誘致等が有効な手段と考えます。地区計画の見直しや区画整理事業に取り組まれてはおりますが、人口増には至っておりませんが、人口は維持されております。さらなる人口増の対策が必要かと考えます。

また、企業誘致も積極的に取り組まれてはおりますが、許認可、開発の枠組み等もあり、町独自の思惑どおりには進んでいないと思いますが、企業誘致は同時に、町有地の処分も可能な部分もあり、それも勘案して、より積極的に取り組んでいただきたいと思います。

第3点は、税、手数料等の滞納の問題であります。今年度も1,700万円強、減らしていただきました。専門家の知識と経験等を御指導いただき、担当者の熱意で毎年着実に滞納は減少しております。現年度に重きを置き、町税、国保税を区別することなく、一体となって取り組まれた成果だと考えています。しかしながら、約4,428万円の滞納があることも事実であります。さらなる努力を期待いたします。

第4点は、ふるさと納税についてであります。制度そのものが当初の目的と違った方向に向かっていることも事実です。謝礼品目当ての寄附が増えているということです。そうはいっても、災害の被災地に対する善意の寄附金も含め、何も手を打たなければ、町の税が他の市町村へ流出します。謝礼品は、町のPR商品だ、魅力づくりの一環だと考え、力を入れる必要があると考えます。さらなる努力を求めます。

以上、主な4項目について指摘、評価を申し上げましたが、決算審査意見書に詳細を掲載しておりますので、御一読いただければと考えます。

次に、地方公共団体の財政健全化に対する法律第3条第1項の規定により審査いたしました平成27年度健全化判断比率について、財政第4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の久山町の現状について御説明をいたします。

この財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計と特別会計が対象となりますが、早期健全化基準が15%とされています。また、連結実質赤字比率につきましても、普通会計と企業会計が対象とされ、早期健全化比率は20%とされております。この2つの指標につきま

しては、いずれの会計におきましても、黒字決算ですので問題はございません。

次に、実質公債費比率についてであります。標準財政規模に占める、普通会計、公営企業会計、一部事務組合に係る公債費の割合を示すもので、早期健全化基準は25%とされております。本町におきましては12.7%となっております。昨年度より1.8ポイント上昇し、悪化しておりますが、久山町の財政が健全であることを示すものと言えます。

次に、将来負担比率についてですが、普通会計、公営企業会計、一部事務組合、第3セクター等全てを含むもので、早期健全化基準は350%とされており、67.4%となっております。昨年は77.5%で10.1ポイント向上しております。これも問題はございません。

以上のことから、現時点において数値的に何ら問題はなく、町財政は健全であると判断いたします。

また、水道事業会計、下水道事業特別会計における資金不足比率につきましても、特に指摘する事項はございませんでした。

これら指標のうち、一つでも健全化判断基準を超えますと、財政健全化計画を策定しなければなりませんし、さらに数値が悪化すると財政再生計画を策定し、国の管理のもとで予算編成することになります。

執行部におかれましては、特に将来負担比率を念頭に置かれ、さらなる財政の健全化に努めていただきたいと思います。

また、議会におかれましては、監視、チェック機能を十分に発揮していただきますことをお願い申し上げまして、平成27年度決算報告といたします。ありがとうございました。

○議長（木下康一君） 詳細に御報告をいただきましてありがとうございました。

〔代表監査委員 國崎英機君 退席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第52号 平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

○議長（木下康一君） 日程第14、議案第52号平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,063万4,000円とするものでございます。財源となります歳入は、全額一般会計繰入金で3,063万4,000円でございます。

次に、歳出ですが、主たるものは再開発事業費として、土地購入費1,697万5,000円、開発許可申請書等作成及び上下水道設計委託料として1,262万6,000円を計上しております。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第53号 平成28年度久山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（木下康一君） 日程第15、議案第53号平成28年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町一般会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額47億689万円に歳入歳出それぞれ1億5,693万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,382万1,000円とするものでございます。

歳出の主たるものは、人事異動による人件費等として全体で188万3,000円の増、総務費では財政管理費の財務諸表作成委託料103万3,000円の増、財産管理費の庁舎耐震補強工事費等820万3,000円の増、企画費の総合計画後期基本計画策定支援業務委託料194万4,000円の増、魅力づくり推進費の町のPR空撮動画撮影等業務委託料102万6,000円の増、及びオーリーブ栽培場整備費81万円の増、草場地区再開発事業費の草場地区再開発事業特別会計繰出金3,063万4,000円の増、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業費交付金134万8,000円の増、民生費では障害者福祉費の障害者自立支援給付費658万3,000円の増、衛生費では予防費の予防接種委託料74万7,000円の増、農林水産業費では農地費の農地施設修繕料290万5,000円の増、農業用水路補修工事費709万8,000円の増、及び土地購入費100万円の増、林業総務費の荒廃森林再生事業委託料891万1,000円の増、土木費では生活環境基盤整備事業費の修繕料及び環境基盤整備工事費1,600万円の増、道路維持費の修繕料400万円の増、橋梁維持費の橋梁補修設計業務委託料430万円の増、道路新設改良費の工事費1,510万円の増、橋梁新設改良費の久保橋架設工事費2,700万円の増、交通安全対策事業費の修繕料100万円の増、住宅管理費の町営住宅修繕料及び改修工事費300万円の増、公園費のフォレストロード法面調査及び設計委託料475万4,000円の増、教育費では教育振興一般

経費としての修繕料185万円の増、及び子ども・子育て支援システム構築委託料148万5,000円の増、文化交流センター管理費のレスポアール久山加圧給水ユニット取替工事費138万3,000円の増となり、歳出全体で1億5,693万1,000円の増額をお願いするものでございます。

財源となります歳入は、地方交付税、国県支出金、繰越金、町債等で1億5,693万1,000円でございます。

詳細につきましては委員会で担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第54号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第16、議案第54号平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額1億4,088万円に歳入歳出それぞれ407万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,495万2,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、総務費が145万3,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして552万5,000円の増額で、歳出補正合計といたしまして407万2,000円でございます。

そのための財源であります歳入補正といたしましては、繰入金145万3,000円の減額、繰越金が552万5,000円の増額で、歳入補正合計といたしましては407万2,000円でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第55号 平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第17、議案第55号平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（國寄和幸君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額6億1,480万2,000円から歳入歳出それぞれ48万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,431万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、28年4月1日の人事異動に伴う歳出予算の事業費中、給料等人件費を48万8,000円減額するものでございます。

詳細につきましては委員会で説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第56号 平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第18、議案第56号平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（國寄和幸君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既定の水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額2億777万円に23万8,000円を追加し、収益的支出の予定額を2億800万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 陳情第2号 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情

○議長（木下康一君） 日程第19、陳情第2号玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情を議題といたします。

本陳情は第1委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は第1委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時46分